

問合先：総務課 職員担当

職員採用試験のお知らせ【行政職・消防職・看護保健職】

試験職種及び平成31年度採用予定人員
行政職(上級) 3名程度
行政職(上級)〈社会人枠〉 若干名
行政職(上級)〈建築〉 1名
行政職(上級)〈土木〉 2名程度
行政職(上級)〈社会福祉士〉 1名
消防職(上級)・初級(消防士) 2名程度
看護・保健職(上級)〈保健師〉 1名
受験資格
地方公務員法第16条の欠格条項(※下記参照)のいずれかに該当する者、または日本国籍を有しない者は受験できません。
【行政職(上級)】
・平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成31年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者
【行政職(上級)〈社会人枠〉】
・昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業以上、またはこれと同等以上の資格を有し、直近の7年間で5年以上、正規雇用職員として他の公官庁もしくは民間企業等に勤務した経験のある者
【行政職(上級)〈建築〉】
次のいずれかに該当する者
・昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、

大学を卒業以上、またはこれと同等以上で、一級建築士の資格を有する者
・平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、大学(建築に関する課程)を卒業(平成31年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者
【行政職(上級)〈土木〉】
・昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、大学(土木に関する課程)を卒業(平成31年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者
【行政職(初級)〈土木〉】
・平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、高等学校を卒業(平成31年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者
【行政職(上級)〈社会福祉士〉】
・昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成31年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者
【消防職(上級)〈消防士〉】
・平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成31年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

同等以上の資格を有する者
・普通自動車運転免許(平成31年3月までの取得見込みを含む、AT限定免許を除く)を有する者
採用時以後、勤務地(都留市または南都留郡道志村)に居住できる者
※救急救命士資格を有する者は、一次試験(教養試験)を免除します。
【消防職(初級)〈消防士〉】
・平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、高等学校を卒業(平成31年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者
・普通自動車運転免許(平成31年3月までの取得見込みを含む、AT限定免許を除く)を有する者
採用時以後、勤務地(都留市または南都留郡道志村)に居住できる者
消防職受験資格
男性 身長おおむね160cm以上
体重おおむね50kg以上
視力等正常な者
女性 身長おおむね155cm以上
体重おおむね45kg以上
視力等正常な者
【看護保健職(上級)〈保健師〉】
・昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有する者(平成31年3月までに免許取得見込みを含む)
受験手続及び受付期間
受験申込書を8月1日(水)から

8月15日(水)までに総務部総務課職員担当まで提出してください。
(受験案内は、7月2日(月)から総務課にて配布します。)
インターネットによる受付期間は、8月1日(水)～8月8日(水)までです。
申込方法などの詳細については、職員採用試験案内及び市ホームページへ掲載します。
試験日
第1次試験(筆記試験)
9月16日(日)
第2次試験(作文・集団討論・面接など)
(第1次試験合格者のみ)10月下旬
第3次試験(面接) 11月上旬
合格発表 11月下旬
※地方公務員法第16条(欠格条項)
1 成年被後見人又は被保佐人
2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問合先：総務課 職員担当

市嘱託職員(保育士)の募集

募集人員 保育士 1名
応募資格
日本国籍を有し、次の条件をすべて満たす方
①保育士資格を有する方
②普通自動車免許を有し、日常的に運転している方
③パソコンなどで文書作成が可能なる方
④地方公務員法第16条の欠格条項(右頁参照)に該当しない方
勤務場所 市立宝保育所
勤務時間
9時から17時15分を基本とするが、早番・遅番のローテーション有
※交代制で土曜日の勤務有
業務内容 0歳児から就学前までの乳幼児保育
雇用期間 8月1日(水)から平成31年3月31日(日)
申込 7月20日(金)までに『履歴書(写真添付)』、『資格証明書の写し』、『職務経歴書』、『納税状況調査に関する同意書』を総務課職員担当へ提出してください。



※履歴書などの様式は、市ホームページに掲載しています。

一次選考(書類)と二次選考(面接)を実施します。
二次選考は、一次選考を通過された方のみ実施します。

報酬 月額164,200円

その他 通勤に伴う費用は、通勤距離2km以上の場合には規程に基づき支給します。社会保険など、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。その他、年次有給休暇があります。

問合先：都留市健康ジム ☎(45)4111 生涯学習課 スポーツ振興担当

健康ジムを利用しましょう!

都留市健康ジムではスタジオにて、はじめての方でも安心して、楽しみながら健康づくりができるよう、目的に合わせた『健康プログラム』などの各種プログラムを実施します。なお、スタジオプログラムには、別途、利用料金が発生いたします。
キッズ・ジュニア走り方教室
早く走る練習方法やコツをアドバイスします。また、子どもの運動能力UPへ繋げる場とします。
開催日 7月15日(日)
①幼児クラス 10時～11時
②小学生クラス 11時～12時
対象者 幼児・小学生
参加費 1回400円
定員 各10名
キッズ・ジュニアスポーツ塾
子どもが苦手とする『走り方』『鉄棒』『マット運動』『跳び箱』の4種類の苦手克服を図る集中教室。
開催日 7月29日(日)
①幼児クラス 第一部10時～11時 第二部13時～14時
②小学生クラス 第一部11時～12時 第二部14時～15時
対象者 幼児・小学生
参加費 1回400円
定員 各10名

問合先：福祉課 地域福祉担当 ☎(46)5112

「救急医療情報キット」をご活用ください!

救急医療情報キットとは?
専用の容器に、かかりつけの病院や服薬内容などの医療情報、緊急時の連絡先などを記入した『救急情報』を入れ、これを冷蔵庫に保管することにより、救急時につけた救急隊員などが、その情報を活用し迅速な救命活動などを行うことができます。
配付する救急医療情報キットの内容
①容器
②救急情報用紙
③玄関用シール
④冷蔵庫用マグネット
対象世帯
本市に住所をおく、次のいずれかに該当する方の方のいる世帯
①65歳以上の高齢者(平成30年4月1日現在)
②身体障がい者手帳1級、2級、3級を所持する方
③療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級、2級を所持する方
申込先
福祉課(いきいきプラザ都留1階)に備えてある、申請書に必要な事項を記入して提出してください。申請内容を確認後、無料で配付されます。
※代理人の方が申請することも可能です。

問合せ：市民課
保険年金担当

後期高齢者医療 被保険者証について

有効期限が平成31年7月31日の新しい後期高齢者医療被保険者証(さくら色)が交付されます。

被保険者のお手元には7月中旬下旬に簡易書留で郵送されます。新しい被保険者証はお手元に届いた日から使用できます。

平成29年度までの後期高齢者医療保険料に未納がある方につきましては、有効期限が短くなる場合もありますので、ご了承ください。

Clip! 後期高齢者医療被保険者証について

■自己負担割合について

自己負担割合	所得区分	対象要件
3割	現役並み所得者*	住民税課税所得が145万円以上の被保険者及び同じ世帯の被保険者 ※収入金額が一定基準以下である場合には、申請により1割負担となります。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方
1割	低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税の被保険者
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる被保険者

※現役並み所得者の負担区分判定基準

次のいずれかに該当する場合は、申請により「一般(1割)」の区分になります。

- ・世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
- ・世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入は383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
- ・世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、収入の合計金額が520万円未満

現在お使いの被保険者証は、8月以降使用できません。古い被保険者証については個人情報記載が記載されていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いいたします。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証については、平成30年8月1日から新しいものとなります。色は変更ありませんが、有効期限が平成31年7月31日までのものとなります。

現在交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き認定証を交付します。7月中旬下旬に被保険者証とは別の封筒で郵送されます。

現在交付を受けている方で新しい認定証が届かない場合は、世帯

に所得の申告がお済みでない方がいる可能性がありますので、ご連絡ください。

※平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わる予定です。詳細については、山梨県後期高齢者医療広域連合から被保険者の方へお知らせが郵送されますので、こちらをご覧ください。

平成30年度後期高齢者医療保険料について

平成30年7月に平成30年度後期高齢者医療保険料が決定されました。平成29年中の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて算定され、平成30年4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額を各期に納めていただきます。

今年度の7月算定時に賦課対象となる被保険者の方は、平成30年7月1日までに資格を取得されている方です。7月以降に資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書を送付します。

なお、後期高齢者医療制度では2年ごとに保険料率を見直すこととされており、このたび平成30・31年度の保険料率は据え置くことに決定されました。

平成30・31年度の保険料率	
均等割額	40,490円
所得割率	7.86%
保険料賦課限度額	62万円

◆保険料の算出方法

山梨県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員に個人単位で納めていただきます。保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。どんなに所得が高い方でも保険料は年62万円が上限額となります。

保険料 賦課限度額 62万円	=	均等割額 40,490円	+	所得割額 (所得-33万円)×7.86%
-------------------	---	-----------------	---	-------------------------

保険料賦課限度額については、平成29年度までは57万円でしたが、国の基準の変更に伴い平成30年度から62万円となります。医療費が増大していくなか、後期高齢者医療制度を維持していくためには、皆さまから納めていただく保険料が大切な財源となります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

納付方法について

◆特別徴収

特別徴収(年金からの天引き)により納めていただく方には、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付され、10月、翌年2月に年金から天引きされます。

また、4、6、8月の仮徴収については、保険料決定前であるため、前年度の2月徴収額と同額が年金から天引きされます。すでに仮徴収されている方は、本算定された年額から4、6、8月に納めていただいた金額を控除した差額が10、12月、翌年2月の3回に分けて天引きされます。

また昨年8・5割軽減や所得割2割軽減等に該当、あるいは年度の中で保険料の変更などがあつたことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更となった方で、本年10月より再度特別徴収となられる方については、7、8、9月を普通徴収、10月以降は特別徴収による年6回で納めていただきます。

◆普通徴収

普通徴収により納めていただく方(納入通知書等により直接金融機関などで納める方、あるいは口座振替を申請された方)

には、7月中旬に保険料額決定通知書及び納入通知書が送付されます。納期は年8回(7月から翌年2月までの毎月)です。

口座振替の方については毎月末日(土、日、祝日の場合は翌営業日)に口座から引き落とされます。期日をご確認のうえ、納め忘れや残高不足のないようご注意ください。

また、各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届き、督促料や延滞金が増算されます。

保険料の軽減措置について

平成30年度後期高齢者医療保険料の軽減については次のとおりです。

◆均等割軽減

(均等割額40、490円)
同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額に応じて軽減されます。

平成30年度から、均等割5割軽減と2割軽減の条件が緩和されました。

◆所得割軽減の廃止

制度の見直しにより平成30年度から所得割軽減制度は廃止されます。

軽減割合	均等割額にかかる軽減の基準	軽減額	軽減後均等割額
9割軽減	8.5割軽減に該当する場合で、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)の世帯	36,441円	4,049円
8.5割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円以下の世帯	34,416円	6,074円
5割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円+(27.5万円×被保険者数)以下の世帯	20,245円	20,245円
2割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円+(50万円×被保険者数)以下の世帯	8,098円	32,392円

※公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

問合せ先：長寿介護課
介護保険担当 ☎(46)5118

Clip! 介護保険地域密着型サービス事業者の募集について

第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度中に開設する地域密着型サービス事業者を募集します。

募集する地域密着型サービス事業及び募集数

小規模多機能型居宅介護
1カ所(登録定員29人以下)

主な応募要件

- ①地域密着型サービスを行える法人格を取得(取得見込みを含む)していること。
- ②自らが施設整備を行い、その運営を行う事業者であること。
- ③平成31年3月までに施設整備を完了し、サービス提供が開始できる見込みであること。

公募スケジュール

- 7月2日(月)募集要項の配布開始
- 7月20日(金)質問の受付開始
- 7月23日(月)応募受付開始
- 7月下旬 質問の回答
- 8月17日(金)応募受付締切
- 8月下旬 書類審査及び面接審査実施
- 8月下旬 事業候補者決定

※応募希望事業者の方へ『地域密着型サービス事業者募集要項』をお渡ししますので、お問い合わせください。

問合せ先 応募要項の配布並びに応募書類等の受付は上記担当までお願いいたします。



平成30年度国民健康保険税の改正について

問合先：届出関係 市民課 保険年金担当
課税関係 税務課 市民税担当
納税関係 税務課 収納対策室

これまで国民健康保険制度は、市町村が個別に運営してきましたが、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、財政運営が不安定な小規模保険者が多いなどの構造的な課題を抱えてきました。平成30年度からの国保制度改革により、国保制度は県単位の運営となり、また公費による国保への財政支援が拡充され、国保の財政基盤の改善が見込まれています。

このため本市では、被保険者の負担軽減と税率の適正化のため国保税率の改定を行い、平成30年度の保険税率を表1のとおり引き下げました。これにより保険税負担は、表2のように前年度より減ることとなります。

しかし、都留市国保の一人あたり医療費は年々増加しており、今後もこの傾向が続けば保険税の見直しを行わなくてはなりません。

本市では、特定健診・がん検診などの保健事業やジェネリック医薬品の使用促進など、医療費の適正化に向けた取り組みを推進し、また、保険税の収納率向上を図り、引き続き安定した国民健康保険事業の運営に努めてまいります。被保険者の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

税率改正後の国民健康保険税(表1)

	医療給付分(0歳～74歳)		後期高齢者支援金等分(0歳～74歳)		介護納付金分(40歳～64歳)		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割(課税標準額×率)	7.68%	6.58%	2.45%	2.40%	2.06%	1.96%	12.19%	10.94%
均等割(被保険者1人当たり)	27,500円	24,500円	8,500円	8,700円	10,300円	10,300円	46,300円	43,500円
平等割(1世帯当たり)	24,400円	19,900円	7,500円	7,000円	6,000円	6,000円	37,900円	32,900円
賦課限度額	54万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	93万円

※課税標準額：前年度の合計所得金額-33万円(基礎控除額)
※平等割額について、特定同一世帯所属者がいる世帯は減額される場合があります。

モデル世帯による国保年税額の比較(表2)

	税率改正前	税率改正後	差額
40代の夫婦と子ども2人の4人世帯(合計所得2,340,000円として試算)	約448,000円	約406,000円	▲42,000円
60代の夫婦2人世帯(軽減適用)(合計所得1,125,000円として試算)	約201,000円	約183,000円	▲18,000円

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です！

国民健康保険税は、世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。このため、世帯主が社会保険や後期高齢者医療保険などに加入している場合でも、他の世帯員(家族)が国民健康保険に加入していれば、世帯主あてに納税通知書が送付されます。

所得の申告は忘れずに！

国民健康保険税の決定や軽減判定、また入院時の食事代、高額療養費の算定などには世帯の所得情報が必要です。収入がない場合などでも忘れず所得の申告を行ってください。

低所得者の保険税軽減措置の拡充

軽減対象世帯	変更前	変更後
7割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円を超えない世帯	変更なし
5割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)を超えない世帯
2割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)を超えない世帯

※特定同一世帯所属者：国民健康保険被保険者が75歳到達により国保資格を喪失した者で、資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。



限度額適用認定証をご存じですか？

問合先：市民課 保険年金担当

限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額(※詳細は70歳未満適用区分表)までの支払いで済み、一時的な費用負担が軽減されます。

認定証の交付申請に必要なもの
保険証、印鑑

※職場の健康保険に加入されている方は該当の保険者へお尋ねください。

※国民健康保険税に滞納がある方は限度額適用認定証の発行が原則できません。

すでに限度額適用認定証をお持ちの方には、7月上旬に更新の案内を通知します。更新を希望される方は申請書、減額対象者の保険証、印鑑をお持ちになり、市民課保険年金担当に申請してください。

限度額適用認定証は申請月の1日からお使いいただけます。(更新の方は7月中の申請でも8月から使用できる証を交付します)

◆自己負担額の計算条件◆

- ① 暦月(1日～末日)ごとの計算
- ② 同じ医療機関でも外来と入院、医科と歯科は別計算
- ③ 2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算
- ④ 入院時の食事代や保険外診療などについては対象外

70歳未満 適用区分表

区分	所得要件	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降 ^{※1}
ア	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が600万円超～901万円以下の世帯の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円超～600万円以下の世帯の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円以下の世帯の方	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯の方	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

70歳以上 適用区分表(平成30年8月診療分から)

区分	所得要件	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並みⅢ	年収約1160万円～課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数該当】140,100円 ^{※1}	
現役並みⅡ	年収約770万～約1160万円 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数該当】93,000円 ^{※1}	
現役並みⅠ	年収約370万～約770万円 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数該当】44,400円 ^{※1}	
一般世帯	現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方	18,000円【年間上限額】144,000円 ^{※2}	57,600円【多数該当】44,400円 ^{※1}
		8,000円	24,600円
非課税世帯	低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方	24,600円
	低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で所得の合計額が0円の方	15,000円

※1 過去12カ月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。
※2 8月診療分から翌年7月診療分の1年間の自己負担額の累計額に対して適用されます。

◆70歳以上の方

医療費(高額療養費)の自己負担限度額は世帯の所得に応じて適用区分が決まっていますが、平成30年8月から、70歳以上の現役並み所得者と一般世帯のそれぞれの自己負担限度額が変更となる予定です。70歳以上の非課税世帯、70歳未満の方の自己負担限度額については、現行のまま据え置きです。

現役並みⅠ、Ⅱに該当する方は、住民税非課税世帯(低所得Ⅰ、Ⅱ)に該当する方は、申請により限度額適用認定証が交付されます。区分が一般、現役並みⅢの方は、高齢受給者証を提示することで自己負担限度額までの支払いとなるため、限度額適用認定証は不要です。※75歳以上の後期高齢者医療制度の方も左表と同じ負担区分へ変更となります。

Clip! 介護保険

介護保険における各種負担額軽減制度のお知らせ！

問合せ先：長寿介護課
介護保険担当

負担段階	負担段階判定基準	負担上限の例
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	多床室 0円 食費 300円
第2段階	・世帯 ^{※1} 全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	多床室 370円 食費 390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円を超える方	多床室 370円 食費 650円
第4段階	・上記に該当しない方	各施設が定める額

※1 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。なお平成30年8月以降は、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を負担段階判定に用います。

該当要件(下表の1～6のすべてに該当されている方が対象)

1	世帯 ^{※1} 全員が市民税非課税
2	単身世帯で収入金額 ^{※2} の合計が150万円以下(世帯員1人増える毎に+50万円)
3	預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員1人増える毎に+100万円)以下
4	自己居住用住居などの日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
5	負担能力ある親族等に扶養されていない
6	介護保険料を滞納していない

※1 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
※2 「収入金額」には遺族年金や障害年金など、税法上非課税であるものを含みます。また、親族からの仕送り等、税法上申告を要しない収入も含みます。

所得要件		利用者負担割合
合計所得金額 ^{※1} が160万円未満の方		1割
65歳以上で 合計所得金額が 160万円以上の方	同一世帯 ^{※2} の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額 ^{※3} の合計が1人世帯：280万円未満 2人以上世帯：346万円未満	1割
	上記以外の方	2割
65歳以上で 合計所得金額が 220万円以上の方	同一世帯 ^{※2} の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額 ^{※3} の合計が1人世帯：340万円未満 2人以上世帯：463万円未満	2割
	上記以外の方	3割

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。なお、平成30年8月以降は、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を負担段階判定に用います。
※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

Clip! 国民年金

国民年金の保険料免除制度があります

問合せ先：大月年金事務所 ☎(22)5837
市民課 保険年金担当

- ◎申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除などを申請できます。
- ◎10年以内であれば免除期間の保険料をさかのぼって追納し、免除されたことで少なくなった、将来受け取る年金額を増やすことができます。
- ◎一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと『未納』とみなされ、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなったり、年金額が減ったりする場合がありますのでご注意ください。

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額または一部の納付が免除・猶予される『保険料免除・納付猶予制度』があります。
免除・納付猶予制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年度所得が一定額以下であることが条件となります。
保険料免除・納付猶予制度は所得に応じ4段階あり、それぞれの免除・猶予の種類、納付額、年金支給率、審査基準となる前年の所得は下表のとおりです。また、このほかに『学生納付特例制度』があります。

免除の種類	納付額 (H30保険料月額16,340円)	年金 支給率	免除審査の基準となる前年の所得の目安
全額免除もしくは納付猶予	0円	1/2	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	4,090円	5/8	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	8,170円	6/8	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	12,260円	7/8	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

Clip! タニタ食堂

タニタ食堂でおなじみの「タニタ」があなたの健康を応援します！

申込・問合せ先：健康子育て課
健康づくり担当 ☎(46)5113

元気な健康な生涯を過ごすためには一人ひとりが健康に関心を持つことが重要です。そこで本市は、健康診断の結果から生活習慣病のリスクが高い方を対象に活動量計(歩数計)やスマートフォンを利用した健康づくり事業(いきいき動かし隊)を始めます。健康づくりセミナー等に参加することで、楽しみながら健康的な生活習慣を実践できるプログラムになっていきます。ぜひ、みなさんの参加をお待ちしております。

対象者 市内に住民登録のある20歳以上74歳以下の方で次の条件を満たしている方
①健康診断を受診し、生活習慣(HDL-C、脂質、血圧)の改善が必要な方
②医師より運動制限の指示がない方
※ペースメーカー使用の方はご遠慮ください。

③継続して2年間プログラムに参加できる方(2020年3月まで)
募集人数 50人(先着順)
参加費 年間1,000円
※2年間2,000円

申込開始日 7月5日(木)から
申込方法 お電話で上記担当までお申し込みください。
※定員になり次第締め切らせていただきます。お早めにお申込みください。なお、プログラムへの参加を希望される方で初回説明会への参加が難しい方は、事前にご相談ください。

内容
①活動量計を身につけていただき日々の歩数等を計測します。
②日々のデータにより一人ひとりにアドバイスします。
③調理実習や健康セミナーをします。1カ月に1回程度の教室となります。
④参加者には健康ポイントを付与します。

初回説明会
事業内容や今後のスケジュールなどの説明、体組成計を使用した身体計測を行います。また「株式会社タニタヘルスリンク」による健康メニューの調理実習も行います。
日時 7月22日(日)
①10時～12時 ②13時～15時

実施場所 いきいきプラザ都留

申込開始日 7月5日(木)から
申込方法 お電話で上記担当までお申し込みください。
※定員になり次第締め切らせていただきます。お早めにお申込みください。なお、プログラムへの参加を希望される方で初回説明会への参加が難しい方は、事前にご相談ください。

施設利用者負担額軽減制度

所得の低い方は、介護保険4施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院施設)やショートステイを利用する際に食費・部屋代が負担軽減されます。なお、利用者負担段階は、利用者の所得の状況等に基づいて決定されます。
注) 左の表は負担段階を判断するものです。対象となる条件は別に定められています。

介護サービス利用者負担額助成・負担額軽減制度

生計が困難と判定される方が介護サービス(介護予防サービスを含む)区分に応じて利用者負担等が軽減されます。
各利用者負担額軽減制度の利用には申請が必要となりますので、担当ケアマネジャーにご相談ください。

介護保険制度改正により平成30年8月から利用者負担割合が一部変更となります！

平成30年度介護保険制度改正により、世代間・世代内の公平性及び制度の持続の可能性を高める観点から、平成30年8月利用のサービス分より、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割となります。

負担割合証をお送りします！

要介護・要支援認定を受けているすべての方に交付されている負担割合証は、平成30年7月31日有効期限が終了しますので、有効期間が平成30年8月1日～平成31年7月31日までの新しい負担割合証を7月未までに交付します。なお、送付先は、基本的に介護保険被保険者証に記載された住所宛となりますのでご了承ください。
また、現在お使いの負担割合証は、8月以降使用できません。古い負担割合証については個人情報保護の記載がありますので、返却していただくか、裁断するなどして破棄していただきますようお願いいたします。